動薬協会発 245 号 平成24年11月30日

社団法人日本動物用医薬品協会 会 員 各 位

社団法人 日本動物用医薬品協会 理事長 福 井 邦 顯 (公印省略)

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する 省令の施行について

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。 さて、標記のことについて、農林水産省消費・安全局長より通知がありましたのでお知 らせします。



2 4 消安第 3 5 4 4 号 平成 2 4年 1 1 月 2 2 日

特例社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の 施行について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令(平成24年農林水産省令第57号)が平成24年11月22日付けで公布され、このことについて別添のとおり都道府県知事等宛て通知しましたので、御了知の上、貴団体傘下の会員又は組合員に対する周知徹底につき御協力願います。



写

24消安第3544号 平成24年11月22日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令 の施行について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令(平成24年農林水産省令第57号。以下「省令」という。)が平成24年11月22付けで公布されましたので、本改正内容について、下記事項に留意の上、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

記

1 改正の概要

飼料原料となる穀物及び牧草に使用されると想定される農薬については、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく畜産物中の残留基準を遵守するため、飼料中の残留基準を設定しているところです。

今般、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)の別表第1の1(1)セの表について、イミダクロプリドに対する成分規格が別紙のとおり改正されました。

2 適用期日

省令の公布日の6箇月後から適用されます。

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省合の一部を改正する省合案新旧対照条文

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省合(昭和五十一年農林省令第三十五号)

(廃線の部分は改正部分)

別表第1

- 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及 び表示の基準
 - 飼料一般の成分規格

ア~ス (略)

セ 次の表の第1欄に掲げる農薬 3年法律第82号) 第1条の2第1項に規定する農薬を いう。以下同じ。)の成分である物質(その物質が 化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。) は、同表の第2欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同 表の第3欄に定める量を超えて含まれてはならない。

第1欄	第2欄	第3欄
(略)	(略)	(略)
イミダクロプリド	えん麦 大麦 小麦 らう う マ イ イ 表 牧 草	0.05ppm 0.05ppm 0.05ppm 0.05ppm 0.05ppm 0.05ppm 0.5ppm
(略)	(略)	(略)
備考 (略)		100 T T T T T T T T T T T T T T T T T T

ソ~チ (略) (2)~(5) (略) $2\sim5$

別表第1

- 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及 び表示の基準
- 飼料一般の成分規格

ア~ス (略)

セ 次の表の第1欄に掲げる農薬(農薬取締法(昭和2 3年法律第82号) 第1条の2第1項に規定する農薬を いう。以下同じ。)の成分である物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。)は、同表の第2欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第3欄に定める量を超えて含まれてはならない。

第1欄	第2欄	第3欄
(略)	(略)	(略)
イミダクロプリド	え 表 大 表 大 表 う う っ く イ イ 夫 教 草 数 章 数 章 せ そ う く く く く く く く く り り り り り り り り り り り	0.05ppm 0.05ppm 0.05ppm 0.1ppm 0.05ppm 0.05ppm 6ppm
(略)	(略)	. (略)

ソ~チ (略) $(2) \sim (5)$ (略) 2~5 (略)

関係各位

農林水產省消費·安全局 畜水產安全管理課課長補佐(飼料安全基進班担当)

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正について

今般、標記の省令改正において、農薬イミダクロプリドの残留基準値の改正を 行い、本日、官報(平成24年11月22日付け官報第5933号)に掲載され たところです。

しかしながら、官報における当該記事におきまして、下記のとおり誤りがあり、 現在、早急に記事の訂正手続きを行っておりますので、取り急ぎ、お知らせいた します。

関係者の皆様には、大変ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後、このような誤りがないよう業務を進める所存ですので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

〇農林水産省令第57号

附則

<誤>

この省令は、平成24年11月22日から施行する。

<正>

この省令は、平成25年5月22日から施行する。

省

令

〇法務省令第四十二号

令を次のように定める。 人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の一部を改正する省 人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)第十六条第一項及び第二十条の規定に基づき、 法務大臣 滝

平成二十四年十一月二十二日

へ権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程 する省令 へ権擁護委員協議会、

人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の一部を改正 (昭和二十四年法

務府令第四十号)の一部を次のように改正する。 別表第一多摩西人権擁護委員協議会の項組織の区域欄を次のように改める。

東京法務局八王子支局の戸籍及び公証に関する管轄区域

別表第一多摩東人権擁護委員協議会の項の次に次のように加える。

大多摩人権擁護委員協議会 福生市 東京法務局西多摩支局の戸籍及び公証に関する管轄区域

〇農林水産省令第五十七号 この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格律(昭和二十八年法律第三十五号)第三条第一項飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法 等に関する省令の一部を改正する省令を次のよう 平成二十四年十一月二十二日

(昭和五十一年農林省令第三十五号)の一部を次飼料添加物の成分規格等に関する省令 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する 省令の一部を改正する省令 農林水産大臣 郡司 彰

項中「0.1ppm」を「0.05ppm」に、「6ppm」を のように改正する。 |0.5ppm| に改める。 別表第1の1の1のセの表イミダクロプリドの

この省令は、 平成二十四年十一月二十二日から

施行する。

規 則

に関し次の人事院規則を制定する。 ○一四(職員の保健及び安全保持)の一部改正 人事院は、国家公務員法に基づき、 人事院規則

平成二十四年十一月二十二日 人事院総裁 原 恒雄

る。

人事院規則一〇一四一一九

の一部を次のように改正する 第二十五条第三項第二号中「27」を「30」に改 人事院規則一〇一四(職員の保健及び安全保持) 保持)の一部を改正する人事院規則 人事院規則一〇一四(職員の保健及び安全

の次に次のように加える。 別表第二第一号中48を51とし、 47を50とし、 46

25の次に次のように加える。 別表第二の二第二号中27を30とし、26を29とし、 コバルト及びその無機化合物 エチルベンゼン インジウム化合物

に伴い石綿の粉じんを発散する場所における」に しくは取り扱う業務又はその製造若しくは取扱い 別表第四の二第六号中「又は取り扱う」を「若 27 エチルベンゼン コバルト及びその無機化合物

インジウム化合物

改める。

この規則は、 平成二十五年一月一日から施行す

平成二十四年十二月四日

平成二十四年十一月二十二日

示

〇国家公安委員会告示第三十七号

員会告示第十六号(道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件) を次のように改正する。 VAKHTIKETHING(首各交通去第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件)の一部道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委(Elle VI Phanel State Page)

第一号の表四百八十三号の項中「丹波市から朝来市まで」を「養父市から丹波市まで」平成二十四年十一月二十二日 小平 に改める。

この告示は、平成二十四年十一月二十四日から施行する。

〇総務省告示第四百一号

- 年総務省告示第八号(本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件) 無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)第百四十条の規定に基づき、平成

一部を次のように改正する。 平成二十四年十一月二十二日

一号の表を次のように改める。

総務大臣

樽床

伸二

の

	A三E六、二三五		
まで 午後十一時三十分から午後十一時三十分	A三E 五、九八五		
	A三E 五、九一〇		1
	A三E六、一〇	つるいぎ	つ おかぎ
午前五時から午前六時まで	A三E 五、九五五		
	A三E 五、九一〇		7 1
送信時刻(中央標準時による。)	電波の型式及び周波数Hと)	呼出名称	無線局の名称

〇中央選挙管理会告示第十七号

示する。 平成二十四年十一月十六日の衆議院の解散による衆議院比例代表選出議員の選挙における選挙人名簿 の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり 定めたので、 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条第二項及び第二十三条第一項の規定に基づき、 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十四条第二項の規定に基づき、

被登録資格の決定の基準となる日 平成二十四年十一月二十二日 平成二十四年十二月三日

縦覧に供する期間 登録を行う日

平成二十四年十二月四日平成二十四年十二月三日 平成二十四年十二月十六日 ただし年齢については

中央選挙管理会委員長

伊藤

〇中央選挙管理会告示第十八号 同条第五項の規定に基づき、告示する。 挙が行われる際に行うこととされている在外選挙人名簿に係る縦覧の期間を次のとおり定めたので、 二十四年十一月十六日の衆議院の解散による衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院議員の選 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第二十三条の十一第二項の規定に基づき、平成

中央選挙管理会委員長